

公益通報についてのお問い合わせは、下記へご連絡ください。

岡山県農業共済組合 監査室

住所 岡山市北区桑田町1番30号

電話番号 086-230-5543

mail kansa@ok-nosai.or.jp

内部通報及び公益通報の処理に関する規則の一部抜粋及び一部要約

(通報の対象)

- ・当組合の業務に関する法令違反行為又は法令違反となるおそれのある行為、違法行為、不正行為、規則・内規に違反する行為、反社会的な行為、反倫理的行為（以下「不正行為等」という。）、又はそれらと疑われる行為（以下、併せて「対象行為」という。）をいいます。
- ・次の事項は、公益通報の対象に含まれません。ただし、対象行為に関する情報を含む場合はこの限りではありません。
 - (1) 組合の基本方針、運営方針への批判
 - (2) 役職員への誹謗や中傷
 - (3) 個別の人事に関する不満や批判
 - (4) 虚偽の通報や不正な目的を持った通報

(通報者の範囲)

- ・通報窓口を利用できる者は、当組合の役員、職員、嘱託職員、臨時職員、派遣労働者、退職後1年以内の退職者及び業務委託契約その他の契約に基づき当組合の業務に従事する者となります。

(通報の方法)

- ・公益通報の方法は、電話、メール、FAX、書面及び面談とします。
- ・公益通報は、十分な調査や適切な対応をするために、氏名、連絡先等を明らかにして行うことを原則とします。匿名での通報も受け付けますが、この場合には十分な調査や通報者の保護、適切な対応が実施できないことがあります。なお、組合は、公益通報者保護法その他関係法令に基づき、通報者に関する秘密を適切に保護します。

(禁止行為)

- ・通報者は、故意に虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報その他の不正の目的の通報を行ってはなりません。組合は、そのような通報を行ったものに対し、職員就業規則等に従って処分等を課すことができます。

(通報者等の保護)

- ・組合は、通報者又は調査協力者に対し、通報又は調査協力を理由として、解雇、懲戒、降格、減給、不利益な配置転換、人事評価上の不利益、嫌がらせその他一切の不利益な取扱いを行いません。
- ・組合は、前項に違反して、不利益な取扱いを行った者には、職員就業規則等に従って処分等を行います。
- ・不利益な取扱いが行われた場合には、組合は速やかにその是正措置を講じます。

(守秘義務)

- ・公益通報対応業務従事者その他通報対応に従事する者は、通報者を特定させる事項を調査及び是正措置に必要な範囲を超えて共有しません。
- ・通報に関する情報を知った者は、正当な理由なくこれを漏らしません。